

多摩市市制施行 50 周年記念誌執筆要領（案）

平成 31 年 3 月**日

1 編集方針

- (1) 編集基本方針にのっとり記述する。
- (2) 最新の情報を取り入れ、理解しやすい内容にする。
- (3) 中学校等での教育でも活用できる内容とする。

2 文章表記

- (1) 史料引用を除く本文は、現代仮名遣いおよび常用漢字を用いる。
- (2) 固有名詞、歴史用語等読み方の難読な漢字には、節ごとの初出で仮名をふる。
- (3) 年次は、西暦により表記し、適宜()を用い日本年号を付す。
(例) 1989(平成元) 年
- (4) 数字は半角の算用数字を原則とし、漢数字や「壱」「弐」などは史料引用の場合を除き使用しない。
- (5) 数量の表記は次の例のとおりとする。
(例) 10 人 10 数人 数十年 数百年 145 文 33 カ村 国道 20 号線 1,234 メートル 78% 101 頭 36.5°C 200 年 1 万 2,603 人 10 分の 3
- (6) 丸括弧は半角とする。
- (7) その他についても、編集の段階で一定の基準に基づき統一する。

3 引用

- (1) 引用史料は変体仮名および合わせ字を用いず、旧字体は可能な限り新字体に直す。
- (2) 史料を引用する場合、「」をつけて引用部分を区別し、()に出典を明示する。
- (3) 数行にわたる引用の場合は、改行して 2 字下げとし、文末に()で出典を明示する。
- (4) 著作物の引用も(2)および(3)に準ずる。

4 原稿

- (1) 原則電子データとし、横書きとする。
- (2) 本文の字数は、見開きで 400 字以内とする。
- (3) 締切日までに指定されたメールアドレスにメール添付で提出する。
- (4) 原稿は完全原稿とし、校正段階での大幅な書換えは避けること。

5 出典・参考文献

- (1) 書名・雑誌名は『』を用い、論文名は「」で文末に()書きで示す。
- (2) 執筆において特に重要とした参考文献は、執筆者の責任において掲示し、編集委員会は適宜協議の上、巻末に一括掲載する。なお、参考文献の表記は次の例のとおりとする
(例)
関戸太郎 1960 『多摩市の歴史』たま出版

落合陽子 2009 「連光寺の正月行事」『東京民俗学雑誌』東京民俗学会、5(6):10-25
Wada, Y. (1983) A new variety of *Anemone flaccida* (Ranunculaceae) from Mt. Takao, West Tokyo, Japan. Jpn. J. Bot. 80:454-460.

- (3) その他についても、編集の段階で一定の基準に基づき統一する。
- (4) 専門用語などで、読者の分かりにくい語彙は文中で説明するか、()内に短文で説明する。

6 写真および図・表

- (1) 本文見開きに原則 7 点以内を掲載する。
- (2) 図および表は執筆者で電子データとして作成する。
- (3) 図・表および写真には 50 字以内の分かりやすいキャプションを付し、別ファイルにまとめる。なお、写真および図番号は字数に含めない。

(例)

(写真 2)入居開始日の永山商店街の様子 1971 (昭和 46) 年／多摩市広報課所蔵
入居者でにぎわっている様子がうかがえる。[50 字]

- (4) 写真については、事務局が提示する候補写真から選定するか、執筆者が事務局に指示、あるいは準備する。
- (5) 使用許諾が必要な写真、地図等の著作物の掲載を希望する場合は事務局に連絡すること。申請や支払いは事務局が行う。
- (6) その他については、編集委員会において協議の上、作成する。

7 原稿の校正

- (1) 印刷業者に入稿後の校正は原則執筆者が行うが、最終校正は編集委員会が行う。
- (2) 事務局の責任のもとに、用語・用字の統一や字数の調節を行い、読者の通読・理解の便宜を図る処置を適宜行う。
- (3) 他節との重複がある場合、編集委員会で協議の上、調整する。

8 著作権の取り扱い

- (1) 多摩市市制施行 50 周年記念誌への掲載を目的に作成した著作物にかかる著作権は多摩市に帰属する。

9 その他

- (1) その他問題の生じた場合は、執筆者と適宜協議の上、編集委員会の責任において処理する。